

～電子帳簿保存制度について～

電子帳簿保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データを保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存（希望者のみ）

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類はプリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。

② スキャナ保存（希望者のみ）

取引先から受領した紙の領収書・請求書等は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存

（法人・個人事業者は対応が必要です）

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等に相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

（参考 国税庁「電子帳簿保存法の内容が改正されました」より）

→制度の詳細は国税庁ホームページ「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」（←クリックするとご覧になれます）をご覧ください。